

広島県告示第十六号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号。以下「法」という。）第七条第一項の規定によって、次のとおり農地保有合理化事業の実施に関する規程を承認した。

平成二十年一月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

世羅町	変更の承認を受けた農地 保有合理化法人の名称	変更の承認に係る農地 保有合理化事業の種類	承認年月日
	法第四条第二項第一号に掲げる事業		平成一九年二月二五日